

あんぜん あんしん 通信

2026 6月



点検商法にご注意ください！！

屋根・外壁塗装工事

「近所で工事をしていて、お宅の瓦がずれているのが見えたので無料で見てあげる」と言って、男性が尋ねてきた。屋根に上って見た後、瓦が割れている写真を見せられ「このままでは雨漏りがする。瓦が落ちたら危険」と言われた。仕方がなく瓦を止める工事を100万円で契約した。

家族からやめた方がいいと言われたので解約したい。

➡いきなり訪問されて点検を持ちかけられたら、断りましょう。
契約してもクーリング・オフできる可能性があります。

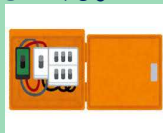


分電盤

急増中

自宅に電力会社から「分電盤の定期点検に伺う」と電話があった。訪問した業者から「分電盤の耐用年数を超えているので、漏電するかも。交換する必要がある」と言われた。40万円で交換工事をしてもらったが、近くの電気店に聞くと、「高い」と言われた。

➡分電盤の法定点検は4年に一度「保安協会」などによって行われます。調査員が交換などの契約を勧めることはありません。工事が終わっていても、クーリング・オフできる可能性があります。



太陽光発電システム

自宅に「太陽光発電システムの点検が義務化された」という電話があった。点検後に「パネルの洗浄とコーティングが必要」と言われ、50万円の契約をした。

設置業者に確認したら、違う業者だとわかった。



➡太陽光発電システムの法定点検には基準があるため、勧誘の電話があったら、設置業者やメーカーに確認しましょう。点検後でも、契約を断ることはできるので、きっぱりことわりましょう。クーリング・オフできる可能性があります。

契約のトラブルについてのご相談は
笠岡市消費生活センター へ

0865-63-0999

